

暫定版

第 1037 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 における意見交換を踏まえた今後の審査対応について

2022 年 4 月 12 日
北海道電力株式会社

第 1037 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（以下、「第 1037 回 審査会合」と記載する）において、原子力規制庁殿から提示された残された審査上の論点に対する事業者認識、今後の作業スケジュールについて提示し、原子力規制委員および規制庁殿と意見交換を実施した。

第 1037 回 審査会合においては、当社の審査進捗にかかる状況について改善の余地があると考えた事項と、その改善に向けた対応内容をご説明した後、原子力規制庁殿より示された 4 つの意見交換のポイントについて意見交換を行っており、これらを踏まえた当社の今後の審査対応について以下にお示しする。

1. 第 1037 回 審査会合における意見交換を踏まえた今後の審査対応

- 第 1037 回 審査会合において、残された論点について文章で具体的にご提示いただき、当社がお示した作業方針、作業状況およびスケジュールに関して認識の整合および足りない点について議論することで、論点の指摘意図を明確に確認できたことは、今後の審査への対応を効率的に進めていく上で、非常に有意義であったと受け止めている。
今後は、より明確に指摘意図を把握するため、審査会合およびラップアップ(指摘事項の確認)の議論にて不明な点を残さぬよう確認を実施する等、審査を効率的かつ確実に進めていくための会合での議論を踏まえ、審査に臨んでまいりたい。
- 第 1037 回 審査会合で提示した資料 2-2「残されている審査上の論点とその作業方針および作業状況について」および資料 2-3「残されている審査上の論点に対する作業スケジュール」は、今後の審査で頂いた指摘等を取り込み適宜ブラッシュアップし、審査会合の都度、当社から提示して規制委員および規制庁殿との共通理解を図るコミュニケーションツールとして活用していく。
- ラップアップは公開で行うことを合意し、具体的な実施方法の詳細は、今後調整させていただきます。

2. これまでの反省を踏まえた今後の審査に向けた当社対応方針

(1) 審査資料の作成に当たって論点抽出が十分でなかった

- 論点となり得る事項については、先行他社の審査実績を十分に踏まえるとともに、サイト特性の違いも考慮した上で確実に抽出し、適正に資料に反映していく。
- 自らしっかり取り組むことは無論のこと、先行他社で審査経験のある電力 OB や電中研殿からの火山・津波の専門家の支援をいただき、審査資料の品質向上を図っていく。さらには資料の作成・検討に従事するリソースを厚くするために、社内はもとよりエンジニアリング会社などからの支援もいただき、審査体制の強化を図る。

(2) 審査を全体統括管理するリソースが不足していたため「木目細やかな工程管理」並びに「資料作成に当たっての品質管理」などを徹底する事ができなかったこと

- 業務経験が豊富で、かつマネジメント能力を備えた管理職を新たに配置することにより、マネジメント機能の増強を図る。
- 第 1037 回 審査会合でご提示した資料 2-2、2-3 については、必要なきめ細かさを意識してブラッシュアップを図り、マネジメントツールとして活用していく。

(3) 津波解析の人的リソースの確保が十分でなかった

- 解析をお願いしているエンジニアリング会社に要員増強をお願いするとともに、発注先 2 社間の業務負荷のリバランスを進めている。
- 解析結果の確認作業等もクリティカルパスとなっていることから、プラントメーカーの支援をいただくこととし、これらにより、審査全体のクリティカルパスとなっている津波解析に関わる工程短縮に取り組んでいく。

(4) 社内でのコミュニケーション・情報共有が十分でなかった

- 各人が考える問題・課題をしっかりと関係者で共有するとともに、対策案の立案・実施に向け、関係者が一丸となって取り組むことの重要性をあらためて認識した。
- したがって、今後は各人が率直に何でも話し合うことにより問題・課題をあぶりだし、皆で共有しながら進めるような雰囲気づくりを心がけ、関係者間の信頼関係が十分に確保された職場の実現に努めていく。

3. 審査会合において意見交換したポイントに対する当社回答

残されている審査上の論点について、事業者において記載内容の確認や詳述を求める事項、又は事業者の認識と相違する箇所はあるか。

■ 当社回答

- 残された審査上の論点に対する当社が現在対応を進めている作業方針と作業状況については、相違があるものはないと考えている。

自然ハザード側の審査が大詰めを迎えていることを踏まえ、審査をより効率的に進めるために、今後、残された審査上の論点について、審査会合の都度作業見通しを提示頂くことは可能か。

■ 当社回答

- 今回提示した資料(2-2および2-3)については、審査会合等でいただいたご指摘も踏まえた上で適宜ブラッシュアップに努め、審査会合の都度提示することとし、規制委員および規制庁殿との共通した管理・コミュニケーションツールとして活用できればと考えている。
- また、資料は地震・津波側とプラント側の情報を統合して管理したうえで、それぞれの審査会合にて所管する範囲について説明していく。

現在は、審査会合後に面談を実施し、審査会合での審査チームからの指摘事項についての確認の場を設けているが、面談ではなく、審査会合の最後に認識共有を図る時間を設けることは有意義であるか。

■ 当社回答

- 審査会合の質疑において受けた指摘等の不明な点・主旨の確認はもとより、技術的な不明点についてもその場で確認することを従前にもましてしっかりと行っていきたい。
- 一方、当社としては、いただいた指摘を誤解のない文章として書き起こすために一定の時間が必要と考えていることから、これまで通りラップアップの面談は審査会合後に改めて設定したいと考えていたが、意見交換の結果、会合にて実施することに合意した。

上記の他、審査を効率的に進める方策はあるか。

■ 当社回答

- まずは、審査会合等で受けた指摘の趣旨を齟齬なくとらえるため審査会合、その後の面談で指摘の主旨を確実に確認することとしたい。
- その上で本日ご説明した資料のブラッシュアップに努め、随時更新して審査会合にて都度規制委員および規制庁殿と共有し、管理・コミュニケーションツールとして活用することで認識の齟齬なく審査の準備を着実に進めることとしたい。

以上